

八潮市変動型最低制限価格制度事務取扱試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する設計、調査、測量等について、極端な低入札価格による受注を防止するため、八潮市契約規則（平成7年規則第16号）第10条の規定による最低制限価格を設定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 設計、調査、測量等 建設工事に係る設計、調査、測量及びその他の業務委託をいう。（一般競争入札に付する場合に限る。）

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格の算定方法は、次に掲げるものとする。

建設工事に係る設計、調査、測量及びその他の業務委託 当該入札における有効な入札価格を平均した価格（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額）に100分の80を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）又は予定価格に100分の60（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額のいずれか高い額とする。ただし、有効な入札価格で入札した者が5者未満の場合は、予定価格に100分の60（その額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額とする。（地質調査業務にあつては「100分の80」を「100分の85」に、「100分の60」を「3分の2」に読み替え、測量業務にあつては「100分の80」を「100分の82」に読み替える。）

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札候補者とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、変動型最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。